

税 理 士 法 人 和  
社 会 保 険 労 務 士 法 人 和  
一 般 社 団 法 人 和

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町3-1-9MG 大手前ビル6F  
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118  
東京 〒102-0075 東京都千代田区三番町5番地40・6F  
Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

October, 2016

なごみ便り

www.101dog.co.jp

10月になり今年も年末が近づいてきました。所得税は1月～12月までが課税の対象期間になりますので、節税対策のできる期間も残り2ヶ月ほどになっております。

そこで、今回はひとつの対策として「個人型確定拠出年金(個人型DC)」についてご紹介します。

## 個人型確定拠出年金とは？

### (1) 内容

個人型確定拠出年金は、基礎年金、厚生年金保険などの公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金のひとつです。

その仕組みは、加入者が掛金を定めて拠出し、加入者が自ら運用し、掛金とその運用益との合計額をもとに将来の給付額が決定されるというものです。

### (2) 加入のメリット

#### 掛金が全額所得控除されます。

例) 毎月1万円拠出した場合で所得が1,800万円超(税率40%)の方は年間で約48,000円の節税効果があります。

#### 運用益も非課税で再投資されます。

個人型確定拠出年金の運用益は非課税となっています。

#### 受け取る時も税制優遇措置があります。

給付金を受け取る方法には、一時金として受け取る方法と年金として受け取る方法があり、どちらの場合においても一定の所得控除を受けることができます。

### (3) 留意点

#### 運用は加入者自身が行います。

運用は加入者自身の責任で行われ、受け取る額は運用成績により変動します。

運営管理機関がさまざまな運用商品を揃えていますのでよく検討してから運用することが重要となってきます。

#### 引き出しには制限があります。

個人型確定拠出年金は老後の資産形成を目的とした年金制度であるため、税制優遇措置がありますが原則として60歳まで引き出すことができません。

#### 口座管理手数料などががかかります。

加入時の手数料や毎月の口座管理費などの手数料があります。加入先によっても違うので注意が必要です。

#### (4) 個人型確定拠出年金の加入範囲および拠出限度額

下図のうち点線囲みの部分が個人型確定拠出年金で、掛金には、ご本人の状況に応じた「拠出限度額」があります。

拠出限度額は、現在月額で設定されていますが、平成30年1月から年単位となります。

「 」が平成29年1月から、新たに加入できるようになる部分です。

自営業者等	専業主婦等	企業年金等に加入していない方	企業年金等 <sup>※1</sup> に加入している方や公務員・私学共済加入者の方
拠出限度額 年額81.6万円 (月額6.8万円) ※国民年金基金との合算時	拠出限度額 年額27.6万円 (月額2.3万円)	拠出限度額 年額27.6万円 (月額2.3万円)	拠出限度額 年額24.0万円 <sup>※2</sup> (月額2.0万円) または 年額14.4万円 <sup>※3</sup> (月額1.2万円)
国民年金基金 ※個人型DCとの兼加入可能			企業年金等 <sup>※1</sup>
			厚生年金保険(2階)
			基礎年金(1階)

※1 企業年金等とは企業型DC、確定給付企業年金等。企業型DCを実施している企業は、企業型DC規約で個人型DCへの加入を認めている場合のみ加入可能。  
※2 企業年金等(※1)に加入している方のうち、「企業型DCにのみ加入している方」の額。  
※3 企業年金等(※1)に加入している方のうち、「企業型DCにのみ加入している方(※2)以外の方」の額。(公務員・私学共済加入者もこちらに含まれます)

(出所:厚生労働省ホームページ)

#### (5) 加入の注意点

##### 加入先のポイント

加入については、金融機関や証券会社にて利用申し込みをします。申し込み先を選ぶポイントは、申込手数料と扱う運用商品の種類の多さです。長期の運用となる確定拠出年金は、毎月支払う手数料が発生し、これが長期的なリターンへ大きく影響することになります。その手数料についてはできるだけ少ないところを選ぶのも良いでしょう。

##### 申告を忘れずに

個人型確定拠出年金の掛金については、「小規模企業共済等掛金控除」として所得から控除ができますので、年末調整や確定申告の際に忘れずに申告をしましょう。申告の際には郵送される払込証明書が必要になります。

(文章担当:菊本・小谷・鳴瀬)

### ～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は次月のなごみ便りに掲載いたしますので、ぜひ挑戦してみてください!

Q. ママにお買いものを頼まれた、なごみ君。スーパーマーケットにて「お会計は310円です。」と言われました。

さて、何を購入したでしょうか?

先月のQ. もうすぐ秋の運動会。競技よりも家族で食べるお弁当が楽しみななごみ君ですが、

実は去年も一昨年も同じお弁当でした。さて、それは何でしょうか?

先月の答え: サンドイッチ(三度一致)